

青森県報

第二千四百三十四号

平成十七年
一月二十八日
(金曜日)

目次

告 示

身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者 居宅生活支援事業を行う事業所の所在地変更の届出……………	(障害福祉課) …… 一
知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者 居宅支援事業を行う事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 一
児童福祉法による指定居宅支援事業者の児童居宅生活支援 事業を行う事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 二
保安林の指定予定……………	(林 政 課) …… 二
右 同……………	(同) …… 二
右 同……………	(同) …… 三
道路の供用の開始……………	(道 路 課) …… 四
土地改良区の定款変更の認可……………	(農村整備課) …… 四

告 示

青森県告示第五十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十七条の二十三第二号の規定により

公示する。

平成十七年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分
十和田市 農業協同 組合	十和田市 十三番 町四	社会福祉 法人福 祉里	十和田市 大字 切田字 横	社会福祉 法人七 峰会	弘前市 大字 弘前二 丁目八	指定居宅支援事業者 主たる事務 所在地
居宅介護 等事業	居宅介護 等事業	居宅介護 等事業	居宅介護 等事業	居宅介護 等事業	居宅介護 等事業	身体障害 者居宅支 援の種類
JA十和 市ヘル プセン ター	JA十和 市ヘル プセン ター	十和田 市ヘル プセン ター	十和田 市西 三番 町	山郷館 訪問 介護セ ンター	中津軽 郡岩 木町 大字 百	身体障害 者居宅生 活支 援事業 を行う 事業所
十和田市 東一 番町 六	十和田市 東一 番町 六	十和田市 元一 丁目 三六	十和田市 西三 番町 三〇	弘前市 大字 久保 西	山二 六二 八	所 在 地
一六・三・一六	一六・三・一六	一六・二・一	一六・二・一	平成 一七・一・一	平成 一七・一・一	変 更 日

青森県告示第五十五号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十五条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五十七号

変更後	変更前	区 分	
組合 農協 十和田市	十和田市 十三番町四	名 称	指定居宅支援事業者
の二 八	の十三番町四	主たる事務所の所在地	
等 居宅 事業	居宅 介護 事業	類	児童居宅支援の種類
ずな ヨステ ン「き	J A 十 田市ホ ヘルプ	名 称	児童居宅生活支援事業を行う事業所
五番町六の	五番町六の	所 在 地	
平成 一六・三・一六		変 更 年 月 日	

青森県知事 三 村 申 吾

平成十七年一月二十八日

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定により公示する。

青森県告示第五十六号

変更後	変更前	区 分	
組合 農協 十和田市	三戸郡福 祉事務組	名 称	指定居宅支援事業者
の二 八	八の中 八の二	主たる事務所の所在地	
等 居宅 事業	地域 生活 援助 事業	類	知的障害者の居宅支援の種類
ずな ヨステ ン「き	J A 十 田市ホ ヘルプ	名 称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所
五番町六の	三戸郡五 戸町下 ノ沢	所 在 地	
平成 一六・三・一六		変 更 年 月 日	

青森県知事 三 村 申 吾

平成十七年一月二十八日

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

一 保安林予定森林の所在場所

- 青森市大字後潟字後潟山一の一・大字六枚橋字六枚橋山一の一・東津軽郡蓬田村大字蓬田字蓬田山一の一・大字阿弥陀川字江利前沢山一の一・大字長科字居家戸山一の一・大字中沢字金葛山一の一・今別町大字大川平字東大川平山一の一・字袴腰一の一（以上八筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

- 水源のかん養
- 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課並びに青森市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

（一）保安林予定森林の所在場所

- むつ市大字田名部字矢立山一の一・下北郡大畑町大字正津川字大尽山一・大字

大畑字朝比奈岳一の一・一の一・二・字赤滝一の一・字鍋滝一・字二階滝一の一・字葉色山一の一から一の一の六まで・脇野沢村大字脇野沢字源藤城一の一・川内町大字松川字釜ノ沢山一の一・大字宿野部字金八山一・大字蛎崎字松山一の一・東通村大字白糠字入込山一の一・大字小田野沢字大平滝一・大字田屋字大平滝一の一・大字砂子又字大平滝一・佐井村大字佐井字古佐井山一の一・字湯ノ川越一の一・字喜平治山一の一・字縫道石一の一(以上二五筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城一の一・佐井村大字佐井字喜平治山一の一・字縫道石一の一(以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

下北郡風間浦村大字下風呂字佐久間一の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(一) 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課並びにむつ市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十七年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡深浦町大字風合瀬字砂子川一の一・大字轟木字轟木山一の一・岩崎村大字岩崎字東岩崎山一の一・大字大間越字大間越山一の一・字イラ川山一の一(以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年二月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
青森県道 川内佐井線	下北郡川内町大字川内字高野山国有林七二四林班ぬ ¹ 小班から 下北郡川内町大字川内字高野山国有林七二四林班に ⁵ 小班まで	平成一七・一・二六

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、杭止堰土地改良区の定款の変更を平成十七年一月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭